

京都市立学校空調設備整備事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
1	落札者決定基準	P8	4					早期更新を実現するための体制の確保とスケジュールの見通し	ここで記載された「早期更新」とは、要求水準書の「用語の定義」で定義されている「早期更新」であると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式集	P3						提出書類一覧表	「(3)事業提案書等」については「提出部数」が「10部」となっていますが、特に区別なく同じものを10部提出という理解でよいでしょうか。	正本1部、副本9部をご提出ください。 No.4を併せてご参照ください。
3	様式集	P4	2					作成上の共通留意事項	特に、インデックスについての指定などの記載がありませんが、応募者の任意でインデックスを入れてもよいでしょうか。	ご質問のように対応いただいて差し支えありません。
4	様式集	P4						作成上の留意事項	「[提案書副本については、応募事業者の社名及び社名を容易に類推できる記述を墨消しとすること。]と記載がありますが、応募事業者に属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。」の質問に対して「お見込みのとおりです。」との回答ですが、質問に記載された文言は書類上は見当たりません。「提案書副本」の定義も公表文書内には見当たりません。どのようなものなのか、定義をお示しください。	下記のとおり提案書をご提出ください。 事業提案書は、金融機関名を含め、社名やロゴマーク等提出者が特定できる記述を避けてください。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにしてください。副本においては、事業提案書の中で各企業が識別できるよう記号等を用いて表記してください。別途、事業提案書の中で記号等を用いて表記された各企業の社名が把握できるよう対応させた「社名対応一覧表」を作成し、正本とともに1部提出してください。（正本に入札参加者の凡例をつける対応も可とします。） 正本1部、副本9部をご提出ください。 詳細は、様式集をご確認ください。
5	様式集	P4						作成上の留意事項	「3(3)事業提案書等」について、提出する10部とも、応募事業者の具体的企業名等を記載せず「構成員A」等の匿名記号で表記して、うち1部については、匿名記号と具体的企業名の対応表をつけるということでしょうか。	No.4をご参照ください。
6	様式集	P5	2					[提出書類の綴じる区分]	「3(3)事業提案書等」の綴じる区分は、「ア、イ、ウ」で1冊、「エ」と「要求水準チェックリスト」で1冊の2冊とする理解でよいでしょうか。 また、「エ」と「要求水準チェックリスト」の1冊は、A3サイズである様式8-3の枚数が相当に多いため、A 4 ファイルではなくA 3 ファイルへの綴じ込みでよいでしょうか。	ご質問の綴じ方で差し支えありません。様式集の記入要領を修正しておりますので、詳細は様式集をご確認ください。
7	様式集 様式5-7、5-8							様式5-7、5-8	今回の修正で「※事業全体の収入額の合計は入札書の金額ではなく、370億円（税込み）として計算すること。」との記載が追加されました。事業者の提案価格とは違う価格を記載することになりますが、修正の意図を教えてください	本事業の事業者選定は、価格競争性の確保と民間事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用しており、落札者は、評価基準に基づく提案審査により算出する性能評価点と、入札価格から算出する価格点との合計点により決定します。 様式5-7及び様式5-8は事業収支及び資金調達計画について評価するための様式ですが、参加事業者の入札価格が性能評価に影響を及ぼさないよう、あらかじめ設定した合計金額に基づき割り戻した数値の構成及び相互の関係性により評価を行うこととするために修正したものです。 一方で、入札価格に対応した損益計画書及びサービス対価支払予定表として今回様式4-4及び様式4-5を追加しております。 詳細は、様式集をご確認ください。
8	様式集様式5-7							様式5-7	今回の修正で「※事業全体の収入額の合計は入札書の金額ではなく、370億円（税込み）として計算すること。」との記載が追加されました。通常、損益計算書は税抜き記載となりますので、税抜きでの記載とさせていただきます（サービス対価を税込みにした場合に税込み370億円とすることを前提とした質問です。）	ご意見を踏まえ、損益計画書については税抜きで記載いただくよう様式を修正しております。 様式の修正についてはNo.7も併せてご参照ください。

京都市立学校空調設備整備事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
9	様式集 様式5-8							様式5-8	今回の修正で「入力する金額の合計額は入札書の金額ではなく、370億円（税込み）として計算すること。また、様式5-7「損益計画書」と整合させること。」との記載が追加されました。前項の質問と同様に税抜きでの記載とさせていただきますよろしいでしょうか（サービス対価を税込みにした場合に税込み370億円とすることを前提とした質問です。）	サービス対価の支払い予定表については、本市の支払額を把握するとともに入札価格との整合を図る観点から、税込額での記載としております。様式の修正についてはNo.7も併せてご参照ください。
10	様式集 様式8-3							対象教室番号	様式集8-3の「作成要領○「1 室内機」の「対象室名」及び「対象室区分」は、事業対象室・対象設備資料として貸与する「対象室等一覧」に基づき、対象室番号を整合させて入力すること。」とありますが対象室番号は貸与資料2、対象教室図示図面リスト及びリスト、2対象教室リスト、【貸与資料】京都市立学校空調設備整備事業対象室一覧の番号と整合させる認識で宜しいでしょうか。	ご認識の通り、対象室番号は【貸与資料】京都市立学校空調設備整備事業対象室一覧】ファイル中、「学校別対象室一覧」シートA列の「番号」と整合させてください。
11	要求水準書	P8	II	2	(1)	ウ		環境負荷低減への配慮	「エコマテリアルの積極的採用に努め」とありますが、昨今の市場情勢の中、施工時に材料が確保できない可能性がございます。努めとの記載の通り、必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、努力義務と認識いただき、昨今の市場情勢等も踏まえ適切に対応ください。
12	要求水準書	P10	II	3	(1)	ア	(ク)	共通事項	「対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている各空間には1台以上の室内機の設置を行うこととする。」とありますが、現地見学会で訪問した学校で元来1室で運用されていたが、後からパーティションが設置されて2室に分けられたと見受けられる室がございました。 間仕切りを横断する形で室内機が1台設置されている状況ですが、図面からではこの状況が判断できません。 以下どちらかの対応は可能でしょうか。 ①部屋内に間仕切りが設置されている室を公表いただく。 ②契約後の現場調査によって判明した場合、これによって増加する施工費は貴市負担とする。	「対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている」場合については、カウンセリングルーム等において間仕切りされた各空間に室内機が1台以上既設の場合を想定しております。 ご質問において例示されている室のように、間仕切りを横断する形で室内機が設置されている場合は「対象室がパーティション等で間仕切りをして使用されている」に該当しないものとし、既設同等の配置で室内機を更新・設置すれば足りるものとします。
13	要求水準書	P11	II	3	(1)	イ	(イ)	共通事項	「露出している既存冷媒配管については～中略～再利用してもよいものとする。～中略～事業期間中に不具合が生じた場合は事業者の負担で対応する。」とありますが、ラッキングや化粧カバーで覆われた配管も露出部分でしょうか。	ラッキングや化粧カバーで覆われた配管も「露出している既存冷媒配管」として取り扱ってください。
14	要求水準書	P11	II	3	(1)	イ	(イ)	更新に関する事項	上記質問が露出部分として取り扱われる場合、外部で2階以上に立ち上げられている配管の劣化状況を確認するには、足場などが必要となります。 劣化状況を確認することは現実的には難しく、2階以上部分の不具合については貴市負担もしくは、不具合発生時の協議としていただけないでしょうか。	安全に配慮したうえで、地上や室内など可能な限り近距離から目視による劣化状況を確認するとともに、回収冷媒量の著しい低下等が認められる場合においては、再使用不可と判断された場合と同様に、本市及び学校と協議のうえ、事業者の負担により配管の更新を行ってください。
15	要求水準書	P11	II	3	(1)	イ	(シ)	更新に関する事項	「更新対象設備の室外機が壁掛等の設置方法で設置されている場合は」とありますが、現地見学会で折半屋根の上に設置されている例も確認できました。 新設設備の室外機を地上設置可能な場合、更新対象設備は残置であることを明示の上、残置としてよろしいでしょうか。	固定ボルトの劣化等による二次災害が懸念されるため、原則、室外機の残置は不可といたします。

京都市立学校空調設備整備事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
16	要求水準書	P13	II	3	(1)	イ	(七)	更新に関する事項	「設置場所の防水性能の棄損が生じた場合には、事業者の責任・費用において補修を行うこととする。」とありますが、補修対応した場合、既存の防水を施工した業者様の保証が切れる場合がございます。 補修した場所以外で漏水などが発生した場合において、保証が切れていることに起因する費用が発生した場合でも事業者の負担にはならないという認識でよろしいでしょうか。	既存の防水を施工した事業者が補修対応することにより保証が継続される場合には当該事業者には当該事業者への確認ができない場合やどのように対応しても既存の保証が切れてしまう場合においては、協議のうえ責任分界点を決定することとします。
17	要求水準書	P13	II	3	(1)	イ	(タ)	更新に関する事項	前回の質疑回答において、No.19で消費電力等に変更が生じない場合はブレーカー更新は必要なしとご回答いただきました。 下記の場合についてもブレーカー更新なしという認識でよろしいでしょうか。 更新対象設備と新設設備を比較し、新設設備の消費電力が小さい場合かつ、電源配線を再利用されている場合。 ※過電流による機械保護は機器内部にて保護されており、ブレーカーは配線保護の観点で設置されているという認識です。	新設設備の消費電力量が小さく、電流値も小さい（突入電流等）場合は、原則消費電力等の変更が生じない場合と同じ取り扱いとして結構です。ただし、当該更新によるブレーカーの不具合が認められる場合は、事業者の責任において当該不具合を解消してください。
18	要求水準書	P13	II	3	(2)	イ		運転管理方式	現地見学会において、貴市のご担当者様から学校にヒアリングした結果、集中管理が行われていないとの回答があった学校がありました。 既存で集中コントローラーが設置されていない場合、更新後も集中コントローラーは必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	現状が集中管理方式か否かにかかわらず、要求水準書 II - 3 - (2) - イに記載のとおり、集中管理方式を基本としてください。
19	要求水準書	P32	VII	1	(1)			業務の範囲	新規設備については性能保証業務の中でデータ計測・記録を行うとありますが、維持管理業務においてはデータ計測・記録についての項目は見当たりません。したがって、データ計測や測定が必要なのは新規設備のみ、との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20	要求水準書		VIII	6				性能保証業務の要求水準	早期更新業務による新設機器の性能保証は、「原則、VI性能保証業務の要求水準の記載に準ずる」とあります。早期更新業務を行った学校の他設備の整備が完了するまで早期更新機器のデータ収集ができない等のケースについては原則外として柔軟に協議に応じて頂けるという認識でよろしいでしょうか	ご質問のような要求水準書の記載に準ずることが難しい個別の事案がある場合には、協議のうえ対応を判断するという認識で差し支えありません。
21	事業契約書（案）別紙11	P90	-	1				サービス対価の構成	「SPC運営費」について、サービス対価Cにて構成されていますが、維持管理業務期間は令和9年4月1日からのため、その前までのSPC運営費は、サービス対価Aの「SPC設立に係る費用」に含めてよいでしょうか。	ご質問の対応で差し支えありません。
22	事業契約書（案）別紙11	P91		2	(1)			サービス対価A及びサービス対価（設計・施工等のサービス対価）	「入札説明書等に関する質問に対する回答」No.35に関連し、割賦支払分について全ての空調整備の終了後に対価の支払を開始する旨記載ございますが、基準金利の確定日は最終引渡し日（令和12年3月末）の2銀行営業日前の1回となる（6工期毎に基準金利が確定する訳ではない）認識にてよろしいでしょうか。6工期毎に基準金利を確定する場合には、金利確定から融資実行までのフォワード期間が長くなり、その分の金利コスト増により入札コスト上昇を招くため、最終引渡しの1回に留めていただくことが望ましいものと考えております。	令和8年5月7日公表の修正版の事業契約書（案）にて割賦支払い方法を変更しておりますので、そちらをご確認ください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/page/0000353716.html
23	事業契約書（案）別紙11	P91	-	2	(1)			サービス対価の支払方法	念のための確認になりますが、前回質問No.35にて「割賦支払分については、全ての空調整備の終了後にお支払いを開始することを想定」とのことですが、こちらは割賦が引渡しごとに複数回開始するのではなく、例えば空調整備の引渡し令和12年度3月末に全て完了した場合、令和13年度4月から割賦が開始されるとの認識でよろしいでしょうか。	No.22をご確認ください。

京都市立学校空調設備整備事業 第2回入札説明書等に関する質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						タイトル	質問	回答
		頁	項							
24	事業契約書（案） 別紙16							契約不適合責任に関する保証書	<p>施工企業（協力企業）は、主債務を事業者（SPC）と連帯して保証することとなっていますが、保証範囲は施工企業の施工範囲に限定する考えで問題ないですか？</p> <p>複数社で施工する場合、他社の施工範囲まで連帯保証の対象となると、保証範囲が過大となるため、協力企業として参画する企業がなくなる恐れがあります。保証書については、各施工企業の施工範囲のみ連帯保証をSPCと締結する内容の解釈でよろしいですか？</p>	<p>事業契約書（案）において、「施工企業」とは事業者が空調設備等の施工業務の全部又は一部を請け負わせる「構成員」及び「協力企業」のことを指します。また、第43条第7項にて定める施工企業の保証の範囲は、施工企業の施工範囲に限定されていません。さらに、別紙16は、事業契約書第43条（契約不適合責任）に規定する事業者の債務について、施工企業が当該債務を事業者と連帯して保証し、本市に対してその履行義務を負うことを定めるものです。</p> <p>ただし、落札者決定及び基本協定締結後、基本協定に基づく協議・調整の過程において、提案に係る施工体制を本市に説明いただいたうえで、当該施工範囲を担う施工企業が十分に責任を負担できると本市が合理的に判断できる場合には、ご質問の内容のように事業契約書の修正を行うことを否定するものではありません。</p>